

議案第8号

日野町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について

日野町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月6日提出

日野町長 近 藤 宏

日野町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

1 背景及び趣旨

- ・督促手数料は、税等が納期限までに納付されなかった場合に、督促状の発送等に要する費用の一部を徴収する趣旨で設けられてきた制度。
- ・督促手数料は1件あたり100円だが、実際には督促状の作成、印刷・郵送などに職員の手間と時間を要している状況。
- ・さらに、督促手数料については、納期限をわずかに過ぎただけで加算されることに対する納税者等の理解が得られにくい。

このようなことから、県内や全国の多くの自治体及び鳥取県西部の全市町村においても、同様の理由で督促手数料の廃止が進められており、納税者の利便性向上及び事務の効率化と住民負担の適正化の観点から、督促手数料を廃止する。

2 改正内容

(1) 督促手数料100円の徴収を廃止するため必要な改正を行う。

(2) 改正が必要な条例

- ・日野町税条例
- ・日野町督促手数料及び延滞金徴収条例
- ・日野町後期高齢者医療に関する条例
- ・日野町介護保険条例
- ・日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
- ・日野町道路占用料徴収条例
- ・日野町下水道条例

3 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和8年3月31日までに納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については従来通り徴収する。

日野町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(日野町税条例の一部改正)

第1条 日野町税条例(昭和45年条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第21条 削除</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 徴収金 町税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場においては、これを徴収しない。</p>

(日野町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 日野町督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和45年条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>日野町督促状発布及び延滞金徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」とい</p>	<p>日野町督促手数料及び延滞金徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」とい</p>

う。)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)の督促に係る延滞金の徴収に關し、必要な事項を定めるものとする。

(延滞金の納付等)

第3条 税外収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、前条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ年14.6パーセント(当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 略

(延滞金の端数計算)

第4条 略

(委任)

第5条 略

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 この条例施行の際現に納期限を経過している税外収入金に係る延滞金額は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から納付の日までの期間に應じ、第3条第1項の規定により計算した金額に相当する金額とする。延滞金額を計算する場合同じ、施行日において督促状を發しているときは、施行日において督促状を發したものとみなす。

う。)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)の督促に係る手数料及び延滞金の徴収に關し、必要な事項を定めるものとする。

第3条 前条の規定により督促状を發したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。

(延滞金の納付等)

第4条 税外収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、第2条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ年14.6パーセント(当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 略

(延滞金の端数計算)

第5条 略

(委任)

第6条 略

附 則

(延滞金の割合の特例)

2 この条例施行の際現に納期限を経過している税外収入金に係る延滞金額は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から納付の日までの期間に應じ、第4条第1項の規定により計算した金額に相当する金額とする。延滞金額を計算する場合同じ、施行日において督促状を發しているときは、施行日において督促状を發したものとみなす。

(日野町介護保険条例の一部改正)

第3条 日野町介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 削除</p>	<p>(保険料の督促手数料) 第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</p>

(日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 日野町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 削除</p>	<p>(保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、日野町条例(昭和45年日野町条例第24号。以下「町税条例」という。)の督促手数料の規定を準用する。</p>

(日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 日野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金の徴収) 第26条 使用料及び前条に規定する過料を納期限までに納付しないとき、又は納期限後に納付する場合には、日野町条例(昭和45年日野町条例第24号)の規定を適用し、延滞金を徴収することができる。</p>	<p>(延滞金等の徴収) 第26条 使用料及び前条に規定する過料を納期限までに納付しないとき、又は納期限後に納付する場合には、日野町条例(昭和45年日野町条例第24号)の規定を適用し、延滞金及び督促手数料を徴収することができる。</p>

(日野町道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 日野町道路占用料徴収条例(平成元年条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。</p> <p>2 前項の延滞金の額及びこれらの徴収方法については、日野町督促状発布及び延滞金徴収条例(昭和45年日野町条例第27号)の規定を準用する。ただし、延滞金の額については、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの間については、年7.5パーセント)の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(督促手数料及び延滞金の徴収)</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、<u>督促手数料及び延滞金を徴収する。</u></p> <p>2 前項の督促手数料及び延滞金の額及びこれらの徴収方法については、日野町督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和45年条例第27号)の規定を準用する。ただし、延滞金の額については、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの間については、年7.5パーセント)の割合を乗じて得た額とする。</p>

(日野町下水道条例の一部改正)

第7条 日野町下水道条例(平成9年条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第36条 使用料及び過料を納期限までに納付しないとき、又は納期限後に納付する場合には、日野町条例(昭和45年日野町条例第24号)の規定を適用し、延滞金を徴収することができる。</p>	<p>(延滞金等の徴収)</p> <p>第36条 使用料及び過料を納期限までに納付しないとき、又は納期限後に納付する場合には、日野町条例(昭和45年日野町条例第24号)の規定を適用し、延滞金及び督促手数料を徴収することができる。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状については、その督促状を発した日に関わらず、なお従前の例による。